令和2年度から 正規雇用者・ 個人事業主 のかたの補助額が 1/2にアップ!

秋田市 資格取得助成事業

就職や正規雇用転換、キャリアアップ に役立つ資格を取得したかたへ費用 の一部を助成します!

£~77757	

	対象者	補助額 (千円未満切捨)	申請者	対象者別の添付書類	提出書類				
(1)	求職登録者			・ハローワークで求職活動を 継続していることがわかる 書類の写し(ハローワーク カード・受付票など※)	①補助金交付申請書(窓口にあります。HPから もダウンロードできます)②領収書原本				
(2)	非正規雇用者 (※市内事業所に勤務する 者で、雇用期間の定めがあ るか、週の労働時間が30時 間未満)	2分の1以内 (上限10万円)		事業所に勤務する 用期間の定めがあ の労働時間が30時 再就職のために学 ・専門学校等)に	本 人	本 人		・雇用契約書など労働条件がわかるものの写し	(内訳書を含む)③取得した資格の登録証、 免許証など④申請者の「完納証明書
(3)	離職後、再就職のために学校(大学・専門学校等)に 入学した者								
(4)	正規雇用者 (※市内事業所に勤務する 者。国・地方公共団体等に 勤務する者を除く)	2分の1以内 (上限5万円)	本人または事業所	・在職を証明できる書類の写し(保険証など)・事業者の代表者が申請する場合は、ア定款や所在地証明書の写し等、イ対象者の完納証明書	(ハローワーク秋田で発行) ※受験料のみの申請、または 事業所が対象経費を負担した 場合は不要。 ⑥左記「対象者別の添付 書類」に記載のもの				
(5)	市内在住の個人事業主			前年分の確定申告書等の写し					
计包	姿 枚け東面なご覧/ださい		\ *	雇用保険受給資格者証、職業訓練	【持ち物】				

対象資格は裏面をご覧ください。

※ 受講指示書等の写しでも可。 (いずれも、発行日(更新日)や 最終受講日から2カ月間有効)

【持ち物】 ○印鑑(シャチハタ以外) ○申請者の□座番号の控え

■技能検定試験

	対象者	補助額 (千円未満切捨)	申請者	対象者別の添付書類	提出書類
	上記表の(1)~(5)の者	2分の1以内 (上限2万円)	本人または事業所	上記表の(1)~(5)と同じ	上記表の提出書類と同じ

① 対象者 市内に住所を有し、市税の滞納がなく、上記表「対象者」のいずれかにあてはまるかた

② 資格取得の時期 免許証や登録証書の交付日が令和2年3月以降であること

③ 申請手続き 資格取得後に申請。1人につき年度内1回とし、<u>令和3年3月25日まで提出</u>してください。 (ただし、予算額超過の時点で受付を終了する場合があります。)

④ 対象経費 受講料(受講に必要なテキスト代も可)、受験料(合格した分のみ)、登録料

上記表「対象者(3)」のかたは、授業料と入学金も対象。

■対象資格

①求職者、非正規雇用者、再就職入学者のかた

教育訓練講座全般

(例) 看護師、保育士、介護福祉士、医療事務、日商 P C、 大型自動車、フォークリフト等

⇒インターネット**「教育訓練給付制度 検索システム」**で検索

http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku/T_K_kouza



2 正規雇用者および個人事業主のかた

「建設運輸関連資格」

令和2年度から対象資格がかわりました。

労働安全衛生法に基づく特別教育は対象外です。

1	普通自動車第二種免許	21	技術士(補)
2	準中型自動車免許	22	建築物環境衛生管理技術者
3	中型自動車免許(一種・二種)	23	測量士(補)
4	大型自動車免許(一種・二種)	24	宅地建物取引士
5	大型特殊自動車免許(一種・二種)	25	電気工事士(一種・二種)
6	けん引免許(一種・二種)	26	高圧ケーブル工事技能講習
7	自動車整備士	27	電気主任技術者(一種・二種・三種)
8	自動車検査員	28	電気通信主任技術者
9	特定自主検査	29	電気通信設備工事担任者
10	運行管理者	30	給水装置工事主任技術者
11	管工事施工管理技士(一級•二級)	31	解体工事施工技士
12	建設機械施工技士(一級・二級)	32	消防設備士(甲種・乙種)
13	建築施工管理技士(一級・二級)	33	危険物取扱者
14	造園施工管理技士(一級・二級)	34	労働安全コンサルタント
15	電気工事施工管理技士(一級・二級)	35	労働安全衛生法に基づく免許
16	電気通信工事施工管理技士(一級・二級)	33	※ 移動式クレーン運転士など
17	土木施工管理技士(一級・二級)	36	労働安全衛生法に基づく技能講習
18	舗装施工管理技術者(一級•二級)	50	※ 車両系建設機械、玉掛けなど
19	舗装診断士	37	建設業法に基づく登録基幹技能者
20	建築士(一級・二級)	07	※ 登録電気工事基幹技能者など
		\•//	05 06 07にヘルブけいりに 繁女担封

※35,36,37についてはHPに一覧を掲載

教育訓練給付金の受給資格がある方の受講料は、ハローワーク秋田へ申請していただく場合があります。 登録料や受講に必要なテキスト代などを申請する場合は、内訳がわかる資料を添付してください。

秋田市 資格取得

検索

秋田市役所 企業立地雇用課 ◆お気軽にお問合わせください◆ 〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 (3階 窓口3-7) 電話 018-888-5734 / FAX 018-888-5732